

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
第 2 節 設計図書 設計図は現場調査の資料に基づき設置場所見取り図、排水設備平面図、立体配管図及び縦断図を作成しなければならない。また、一般的な排水設備工事以外の構造物を設ける場合は、その詳細図も作成しなければならない。 2. 平面図 縮尺は1／200程度とし表2－1の図面記号に従って次の事項を表示すること。 1）建物屋内図に台所、浴室、洗濯場、便所、洗面所、玄関、その他必要な排水箇所及び既設の排水設備を表示する。2階以上からの排水がある場合には、各階の平面図についても同様とする。 2）公共下水道施設の位置及び種類（公共ます、人孔、本管）を表示する。 公共ますについてはコンクリート製であるか硬質塩化ビニル製であるかを記載する。 3）道路、隣地との境界、塀、庭（配管経路に関係ある庭木、池、築山等）、路地、附属建物（物置、車庫等）を表示する。また、屋根形状を表記し、ダクト排水がある場合は排水系統を記載する。 4）縮尺、方位、排水管の径、管種、延長、勾配、ますの番号、深さ及び種類、管及びますの位置、ます間距離、管法線の建物からの離れ、断熱材布設部分、公共ますについては本管上流側マンホールから取付管までの距離、取付管延長、ます深さ、道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道及び私道の区分、路線名）、公私有地及び隣接敷地の境界線を表示する。 5）記入数値の単位及び端数処理は表2－2によること。	第 2 節 設計図書 設計図は現場調査の資料に基づき設置場所見取り図、排水設備平面図、立体配管図及び縦断図を作成しなければならない。また、一般的な排水設備工事以外の構造物を設ける場合は、その詳細図も作成しなければならない。 2. 平面図 縮尺は1／200程度とし表2－1の図面記号に従って次の事項を表示すること。 1）建物屋内図に台所、浴室、洗濯場、便所、洗面所、玄関、その他必要な排水箇所及び既設の排水設備を表示する。2階以上からの排水がある場合には、各階の平面図についても同様とする。 2）公共下水道施設の位置及び種類（公共ます、人孔、本管）を表示する。 公共ますについてはコンクリート製であるか硬質塩化ビニル製であるかを記載する。 3）道路、隣地との境界、塀、庭（配管経路に関係ある庭木、池、築山等）、路地、附属建物（物置、車庫等）を表示する。また、屋根形状を表記し、ダクト排水がある場合は排水系統を記載する。 4）縮尺、方位、排水管の径、管種、延長、勾配、ますの番号、深さ及び種類、管及びますの位置、ます間距離、管法線の建物からの離れ、断熱材敷設部分、公共ますについては本管上流側マンホールから取付管までの距離、取付管延長、ます深さを表示する。 5）記入数値の単位及び端数処理は表2－2によること。

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂					現行					
表 2－1 図面記号					表 2－1 図面記号					
記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	形状（小口径ます）	記 号	名 称	記 号	形状（小口径ます）	
	公 共 汚 水 ま す		ト ラ ッ プ	S	ストレートます		公 共 汚 水 ま す		S	ストレートます
	公 共 雨 水 ま す		掃 除 口	L	曲 が り ま す		公 共 雨 水 ま す		L	曲 が り ま す
	新設私設汚水ます		ドロップます（まる）	Y	合 流 ま す		新設私設汚水ます		Y	合 流 ま す
	既設私設汚水ます		トラップます（まる）	YR (YS)	落差付き合流ます		既設私設汚水ます		Y R	落差付き合流ます
	新設私設雨水ます		台 所	W	左 右 合 流 ま す		新設私設雨水ます		W	左 右 合 流 ま す
	既設私設雨水ます		手 洗 類	D	ド ロ ッ プ ま す		既設私設雨水ます		D	ド ロ ッ プ ま す
	大 便 器		浴 場	T	屋外トラップます		大 便 器		T	屋外トラップます
	小便器（トラップ付）		洗 濯 機		床 排 水 等		小便器（トラップ付）			床 排 水 等
	新設排水本管（青）		阻 集 器		隣 地 境 界 線		新 設 排 水 本 管			隣 地 境 界 線
	既設排水本管（黒）		2 階 か ら の 流 入		建 物 間 仕 切 り		既 設 排 水 本 管			建 物 間 仕 切 り
	スノーダクトの排水		浸 透 ま す		建 物 外 周		スノーダクトの排水			建 物 外 周
	自 由 曲 管		床下集合配管部		玄 関 及 び 入 口		自 由 曲 管			玄 関 及 び 入 口
			デ ィ ス ポ ー ザ ー （排水処理システム）						デ ィ ス ポ ー ザ ー （排水処理システム）	

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂

第3節 屋外排水設備

排水管は自然流下により下水を流下させるものであるため、適正な断面と勾配を与え下水を衛生的かつ速やかに排除させる構造としなければならない。

1. 屋外排水管の布設基準等

1) 屋外排水管とは、建物外壁面から外側へ1 m程度の地点（起点ます）より始まり、公共ますへの流入地点までの配管部分をいう。

2) 増改築等の将来計画がある場合は、後日布設替えを生じないような構造とすること。

3) 起点ますから公共ますまでの距離は最短となる経路を選定しなければならないが床下集中排水システムの使用以外は、屋内配管の床下などの便宜的な縦横断はさけること。

4) 配管材料は日本工業規格（J I S）、下水道協会規格（J S W A S）及び市指定のものとし、曲管類は大曲りを使用することを原則とする。自在継手を使用する場合は、ますの直近とし、明示すること。

5) 屋外排水管の最小土被りは表2－3による。最小土被りが取れない場合は、掘削幅と同じ幅に断熱材（ポリスチレン系押出し発泡板、厚さ2 1 mm 以上）を布設すること。

表2－3 最小土被り

布設場所	条件	土被り	備考
敷地内排水設備	積雪による保温効果が期待できる場合	0. 4 5 m以上	
	積雪による保温効果が期待できない場合	0. 8 0 m以上	玄関前、車庫前、駐車場等

6) 管径の異なる排水管を接合させる場合は原則として管頂接合とすること。

7) 排水管を地盤高に差のある場所に布設する場合は、流速の調整と必要最小限度の土被りを保つため段差をつけて接合する。従って、ますの数は増えるが、急斜流を避けるためのものである。

8) 公共ますは原則底つなぎとするが、公共ますの深さが H=1. 5 m以上の場合は公共ますでドロップすることが出来る。その場合9 0° 大曲Yを使用すること。
竣工時に使用材料の写真を提出すること。

現行

第3節 屋外排水設備

排水管は自然流下により下水を流下させるものであるため、適正な断面と勾配を与え下水を衛生的かつ速やかに排除させる構造としなければならない。

1. 屋外排水管の布設基準等

1) 屋外排水管とは、建物外壁面から外側へ1 m程度の地点（起点ます）より始まり、公共ますへの流入地点までの配管部分をいう。

2) 増改築等の将来計画がある場合は、後日布設替えを生じないような構造とすること。

3) 起点ますから公共ますまでの距離は最短となる経路を選定しなければならないが床下集中排水システムの使用以外は、屋内配管の床下などの便宜的な縦横断はさけること。

4) 配管材料は日本工業規格（J I S）、下水道協会規格（J S W A S）及び市指定のものとし、曲管類は大曲りを使用することを原則とする。自在継手を使用する場合は、ますの直近とし、明示すること。

5) 屋外排水管の最小土被りは表2－3による。最小土被りが取れない場合は、掘削幅と同じ幅に断熱材（ポリスチレン系押出し発泡板、厚さ2 1 mm 以上）を布設すること。

表2－3 最小土被り

布設場所	条件	土被り	備考
敷地内排水設備	積雪による保温効果が期待できる場合	0. 4 5 m以上	
	積雪による保温効果が期待できない場合	0. 8 0 m以上	玄関前、車庫前、駐車場等

6) 管径の異なる排水管を接合させる場合は原則として管頂接合とすること。

7) 排水管を地盤高に差のある場所に布設する場合は、流速の調整と必要最小限度の土被りを保つため段差をつけて接合する。従って、ますの数は増えるが、急斜流を避けるためのものである。

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
第４節 屋内排水設備 屋内排水管は、器具接続箇所から屋外排水設備までの部分をいい、排水系統は、建築物の規模、用途、排水の種類、排水方式等を十分に考慮して決定する。排水系統は使用目的別の配管とすることが望ましい。ただし、アパート等高層住宅や会館、公衆用トイレ及び床下排水集合システム（排水ヘッダー等）設置住宅については、例外とする。 ７．阻集器 油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。阻集器を設ける場合は、計算書及び図面（カタログ）等を申請時に添付すること。	第４節 屋内排水設備 屋内排水管は、器具接続箇所から屋外排水設備までの部分をいい、排水系統は、建築物の規模、用途、排水の種類、排水方式等を十分に考慮して決定する。排水系統は使用目的別の配管とすることが望ましい。ただし、アパート等高層住宅や会館、公衆用トイレ及び床下排水集合システム（排水ヘッダー等）設置住宅については、例外とする。 ７．阻集器 油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
4. そのほか この施工要領に記載がない事項や施工要領と合致しない施工を行う場合は、市担当と協議を行うこと。	4. 台帳の提出 工事完成検査の受検後、1 か月以内に排水設備工事台帳を提出すること。

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂

(水)様式第5号(第6条関係) (下)様式第2号(第6条関係) (農)様式第2号(第6条関係)

給水装置
排水設備

工事申請書
兼 工事台帳

岩見沢市長 松野 哲 様

給水装置 工事について、岩見沢市 水道事業給水 条例 第12条第1項 により申請します。
排水設備 下水道 農業集落排水施設 第 9条第2項 第 7条第2項

年 月 日

区割番号

下水道

公示年度

住所

申請者

氏名

電話

配水系統

受付年月日

受付番号

水道番号

給水方法

設 及
置 使
場 用
所 者

住所

種別

用途

口径 φ

メーカー

器番

所 有
者

住所

コード長

業者番号

取付年月日

有効年月

上記申請者に手続きを行わせることを承諾します。
年 月 日 氏名(自署または記名押印)

メーター
取付位置

前 ・ m 左 ・ m 取付 上 m 検定時 上 m 現況水圧 残留塩素

後 ・ m 右 ・ m 指針 下 m 指針 下 m Mpa mg/l

施工業者名

開栓

閉栓

公共下水道

着手年月日

完成年月日

(給)主任技術者

申請者

水道検定

(排)責任技術者

下水道検定

※ 技能者とは、水道法施行規則第36条第2項に規定する技能を有する者をいう。

N↑

課長 係長 係

水道技術管理者

申請時 検定後

建築確認

施工業者

未納調査

受益者負担

加入金

審査検査

システム入力

資金種別

自己資金

便器数

大 基 小 基

戸数

戸

人口

人

家屋種別

公設樹の有無

有 ・ 無

公設樹の種類

塩ビ ・ コンクリ(取替依頼)

工 種

処理区分

年月日

利害事項

利 害 関 係 人

承 諾 欄

承諾

住所

氏名

承諾

住所

氏名

承諾

住所

氏名

※氏名は自署または記名押印

工 事 費 内 訳

給水装置工事

排水設備工事

備考

工種

単位

金額

工種

単位

金額

大工工事～床のみ全面

分岐工

床壁(腰高 m)

メータ取付工

水洗便所改造工

電気工事～有・無

屋外パイプ敷布設工

浄化槽廃止工

砂利厚～ cm

屋内側管布設工

付帯工

その他～

栓・弁類取付工

小 計

諸 経 費

諸 経 費

そ の 他

計

計

加 入 金

産廃手数料

設計審査手数料

設計審査手数料

計×1%

じん工検査手数料

じん工検査手数料

計×2.5%

合 計

合 計

消費税額

消費税額

計×消費税率

総 計

総 計

※工事場所は赤書とし、配水管の管種・口径を記入すること。

現行

(水)様式第5号(第6条関係) (下)様式第2号(第6条関係) (農)様式第2号(第6条関係)

給水装置
排水設備

工事申請書
兼 工事台帳

岩見沢市長 松野 哲 様

給水装置 工事について、岩見沢市 水道事業給水 条例 第12条第1項 により申請します。
排水設備 下水道 農業集落排水施設 第 9条第2項 第 7条第2項

年 月 日

区割番号

下水道

公示年度

住所

申請者

氏名

電話

配水系統

受付年月日

受付番号

水道番号

給水方法

設 及
置 使
場 用
所 者

住所

種別

用途

口径 φ

メーカー

器番

所 有
者

住所

コード長

業者番号

取付年月日

有効年月

上記申請者に手続きを行わせることを承諾します。
年 月 日 氏名(自署または記名押印)

メーター
取付位置

前 ・ m 左 ・ m 取付 上 m 検定時 上 m 現況水圧 残留塩素

後 ・ m 右 ・ m 指針 下 m 指針 下 m Mpa mg/l

施工業者名

開栓

閉栓

公共下水道

着手年月日

完成年月日

(給)主任技術者

申請者

水道検定

(排)責任技術者

下水道検定

※ 技能者とは、水道法施行規則第36条第2項に規定する技能を有する者をいう。

N↑

※工事場所は赤書とし、配水管の管種・口径を記入すること。